

# 熊本県公報

第 1 1 3 1 3 号  
平成 17 年 9 月 16 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告示  
○ 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 1
- 建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく監督処分……………(監 理 課) 1
- 掲載依頼
- 文化財保護審議会の会議の開催……………(文 化 課) 2
- 熊本県警察署協議会に関する規則及び地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部を改正する規則……………(警察本部警務課) 3

## 告 示

### 熊本県告示第 1101 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 9 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字糸原 2325 の 1、2325 の 2、2336 の 1、2338、2339、2343、2344、2350 の 1、2357、2362、2364、2366、2370、2376 の 1、2377、2378 の 1、2381 の 1、2382 の 1、2382 の 2、2384 の 1、2385、2386 の 2、2389、2396 の 1、2396 の 3、2399、字汐井川 2453 の 1、2459 の 1 から 2459 の 3 まで、2467 の 1、2467 の 2、2468 の 2、2469、2472、2474 の 1、2474 の 2、2477 の 1、2478 の 1、2478 の 2、2481 の 1、2486 の 1、2487 の 1、2487 の 2、2488 の 1、2490 から 2492 まで、2500 の 1、2501 の 1、2520 の 1、字場所 2538、2542、2551 の 5、2552 の 2、2553、2557、2560、2571、2575、2576
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 熊本県公告第 697 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 17 年 9 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日  
平成 17 年 9 月 8 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
  - (1) 隈部建設株式会社  
熊本市八反田 3-1-19  
代表取締役 隈部 英人  
熊本県知事許可（特-13）第 00305 号
  - (2) 有限会社川口産業

- 熊本市尾ノ上 4-20-24  
代表取締役 川口 誠示  
熊本県知事許可（般－13）第 00608 号
- (3) 株式会社三豊工業  
熊本市河内町白浜 30  
代表取締役 上野 忠利  
熊本県知事許可（般－12）第 00776 号
- (4) 株式会社村上組  
熊本市松尾町上松尾 2705  
代表取締役 村上 幸明  
熊本県知事許可（特－13）第 02022 号
- (5) 大鉄工業株式会社  
熊本市山ノ神 2-13-23  
代表取締役 伊藤 鐵哉  
熊本県知事許可（特－13）第 07462 号
- (6) 株式会社アーキシステム  
熊本市大江本町 4-2  
代表取締役 前田 幸寛  
熊本県知事許可（般－13）第 12921 号
- (7) 株式会社富士工  
熊本市上南部 2-21-21  
代表取締役 河上 美枝子  
熊本県知事許可（般－12）第 13834 号
- (8) 有限会社マルエ工業  
熊本市島町 920  
代表取締役 江上 幸一  
熊本県知事許可（般－12）第 15022 号
- (9) 株式会社アルバ  
熊本市長嶺東 5-29-15  
代表取締役 高倉 克弘  
熊本県知事許可（般－12）第 15024 号

## 3 処分の内容

建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の取消し

## 4 処分の原因となった事実

上記業者については、営業所又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成 17 年 7 月 29 日付けで公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。

このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に該当すると認められる。

登載依頼
------

## 熊本県文化財保護審議会公告第 1 号

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。

平成 17 年 9 月 16 日

熊本県文化財保護審議会会長 今 江 正 知

- 1 開催日時  
平成 17 年 9 月 26 日（月）  
午後 2 時から
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺 6-18-1  
熊本県庁本館 5 階 審議会室
- 3 議題  
(1) 文化財の県指定等について  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
5 人
- 5 傍聴手続  
会議開催 15 分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺 6-18-1  
熊本県教育庁文化課  
(電話 096-383-1111 内線 6714)

**熊本県公安委員会規則第14号**

熊本県警察署協議会に関する規則及び地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年9月16日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

熊本県警察署協議会に関する規則及び地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部を改正する規則

(熊本県警察署協議会に関する規則の一部改正)

第1条 熊本県警察署協議会に関する規則(平成13年熊本県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「宮原警察署協議会」を「氷川警察署協議会」に改める。

(地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部改正)

第2条 地域交通安全活動推進委員に関する規程(平成3年熊本県公安委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「宮原警察署」を「氷川警察署」に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

